

# 一般社団法人

## 日本ウインドサーフィン協会

### 通報相談処理規程

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ウインドサーフィン協会（以下、「協会」という。）定款第3条に規定する目的のため、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保すると共に、スポーツの場における暴力行為、ハラスメント、その他組織的または個人的な不当な行為等の、早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

##### (通報相談窓口)

第2条 協会は、不当行為等の通報並びに相談を受けるため、通報相談窓口を設置する。

2 通報相談窓口は、協会事務局とする。

3 通報相談窓口を利用する者（以下、「利用者」という。）は、前項の窓口を利用することを第一とするが、利用者が法律事務所等の第三者を介して協会に通報する場合においても、この窓口を協会代表窓口として取り扱う。

##### (利用方法)

第3条 通報相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、書面及び対面とする。

2 協会は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

3 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握すると共に、利用者には不利益な取扱いがなされない様に取り進める旨を説明する。

4 利用者は、通報相談内容に関わる事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努めなければならない。

5 通報等が匿名のものであっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び、調査結果に基づく措置を講じる。

- 6 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等により、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務を免除されるものとする。

(利用者)

- 第4条 利用者は、協会、加盟団体並びに、加盟のクラブ等の団体（以下、「加盟団体等」という。）の役員、会員、協会の事業に従事する委嘱された者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする。

(対応事項)

- 第5条 通報相談窓口で対応する事項は、協会（協会役員等並びに、協会の事業に従事するその他の者等も含む）及び、加盟団体等についての法令違反、それに準じる反社会的行為または倫理規程違反行為とする。但し、個人の職務外の法令違反等の行為並びに、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。
- 2 協会は、協会以外に利用者が使用すべき通報窓口等が他に設置されており、十分に対応出来る案件と判断される場合及び、検討の結果、協会として事実調査に取り組まないと判断した場合は、その旨理由を付して利用者に通知する。

(調査機関)

- 第6条 利用者から相談事項を受理した窓口は、相談内容を倫理委員会委員長（理事長）に報告する。
- 2 前項の報告を受け、倫理委員会委員長は倫理委員会を招集し事実の調査等を判断する。
- 3 前項の結果、事実調査を行う場合においては、倫理規程第8条、懲戒規程第4条に従う。

(秘密の保持)

- 第7条 利用者からの相談通報事項を受理した窓口は、通報等に関する事実並びに通報者の個人情報を秘密として厳正に管理する。
- 2 通報対応事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
- 3 通報相談窓口に寄せられた全ての通報対象事項は、原則として会長、倫理委員会のみが把握する。但し、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(事実調査)

- 第8条 倫理委員会並びに懲戒委員会は、事実調査にあたり利用者の秘密を守り、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

- 2 調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、利用者に通知すると共に、調査結果についても、可及的速やかに取りまとめ遅滞なく通知する。

(事実調査への協力)

- 第9条 協会事務局や加盟団体等は、倫理委員会から通報等された事項の事実調査に際して協力を求められた場合、それに協力する義務を負う。

(報告等)

- 第10条 倫理委員会は調査の結果、懲戒規程に基づく事実調査及び、懲戒手続きの必要性が生じた場合は、懲戒規程に基づき措置を採る。
- 2 倫理委員会は、調査の結果、懲戒規程に基づく事実調査及び懲戒手続きの必要性がないものと判断した場合は、その旨を理事会に報告する。
  - 3 倫理委員会は、調査の結果、上位団体等の他の連盟委員会による措置を採ることが妥当と判断した場合は、その旨を適切な機関に通知する。
  - 4 倫理委員会は、前項の措置を採った後に、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、遅滞なく利用者に通知する。

(不利益取扱いの禁止)

- 第11条 協会は、利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 協会は、利用者が通報相談窓口を利用したことを理由に、不利益に取り扱われない様に適切な措置を執る若しくは、加盟団体等にこれ執らせるものとする。
  - 3 協会は、利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者が居た場合は、倫理規程に従って相当な処分を行うことが出来る。

(個人情報の保護)

- 第12条 協会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口寄せられた内容及び、調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各所措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない。
- 2 協会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、倫理規程に従って相当な処分を行うことが出来る。

(再発防止策)

- 第 13 条 協会は、通報等処理が終了後にも再発していないか、是正処置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認すると共に、必要に応じ、通報相談窓口の仕組みの改善、新たな措置を講じること努めるものとする。
- 2 協会は、利用者に対して、利用したことを理由に不当な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、利用者保護に係わる十分なフォローアップに努める。

(公表)

- 第 14 条 協会は、通報相談窓口の利用について、調査の結果、通報等対象事象が事実であり措置を執った場合は、利用者、被通報者及び調査協力者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果及び措置の内容について公表するものとする。

## 第 5 章 雑 則

(規程の改廃)

- 第 15 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。